

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

( 提案理由 )

令和 4 年 6 月定例県議会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 6 号）

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1)～(5)（略）

(6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

(7)～(25)（略）

2（略）

（臨時代理）

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第286号

令和4年(2022年)6月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について(回答)

令和4年(2022年)6月7日付け財第53号で意見照会のありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

写

財第53号

令和4年(2022年)6月7日

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和4年6月熊本県議会定例会に追加提案を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 18 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第4号)の関係部分



教政第307号

令和4年(2022年)6月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について(回答)

令和4年(2022年)6月10日付け財第57号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

写

財第57号

令和4年(2022年)6月10日

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和4年6月熊本県議会定例会に追加提案を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 19 号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 18 号

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,472,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 911,119,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 9,266,319	千円 1,540	千円 9,267,859
	1 使用料	6,398,749	1,540	6,400,289
2 国庫支出金		178,366,443	7,438,760	185,805,203
	1 国庫補助金	132,619,841	7,438,760	140,058,601
3 繰越金		167,205	23,638	190,843
	1 繰越金	167,205	23,638	190,843
4 諸収入		81,591,565	8,750	81,600,315
	1 雑入	10,263,206	8,750	10,271,956
歳入合計		903,647,020	7,472,688	911,119,708

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		42,052,967	313,368	42,366,335
	1 総務管理費	13,822,582	124,876	13,947,458
	2 企 画 費	7,735,721	77,000	7,812,721
	3 防 災 費	4,003,944	111,492	4,115,436
2 民 生 費		107,649,472	683,242	108,332,714
	1 社会福祉費	62,106,518	147,215	62,253,733
	2 児童福祉費	39,431,484	531,027	39,962,511
	3 生活保護費	4,934,040	5,000	4,939,040
3 衛 生 費		116,543,931	101,219	116,645,150
	1 公衆衛生費	101,320,211	55,737	101,375,948
	2 環境衛生費	12,446,595	7,132	12,453,727
	3 保健所費	1,523,416	10,100	1,533,516
	4 医 薬 費	1,253,709	28,250	1,281,959
4 労 働 費		3,294,093	93,841	3,387,934



款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 労政費	224,939	4,400	229,339
	2 職業訓練費	2,685,560	89,441	2,775,001
5 農水産業林費		66,410,251	1,004,544	67,414,795
	1 農業費	17,732,571	768,110	18,500,681
	2 畜産業費	2,198,759	138,122	2,336,881
	3 林業費	18,161,146	77,861	18,239,007
	4 水産業費	5,572,207	20,451	5,592,658
6 商工費		80,361,187	4,576,133	84,937,320
	1 商業費	71,553,065	3,238,393	74,791,458
	2 工鉦業費	7,032,206	289,987	7,322,193
	3 観光費	1,775,916	1,047,753	2,823,669
7 警察費		40,023,458	365,820	40,389,278
	1 警察管理費	35,698,446	318,371	36,016,817
	2 警察活動費	4,325,012	47,449	4,372,461
8 教育費		139,285,133	334,521	139,619,654

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	33,151,761	129,353	33,281,114
	2 高等学校費	29,904,355	11,767	29,916,122
	3 大学費	1,280,510	166,176	1,446,686
	4 社会教育費	2,065,288	27,225	2,092,513
歳出合計		903,647,020	7,472,688	911,119,708



## 令和 4 年度 6 月 補正 予算 総括 表

### 教育委員会

#### 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額		計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
		冒頭提案分	追加提案分		特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
教育政策課	1,458,441	27,462		27,462	1,485,903	27,462			
学校人事課	110,145,056	12,880		12,880	110,157,936	12,880			
文化課	1,088,402	2,336		2,336	1,090,738	2,336			
施設課	5,168,068				5,168,068				
高校教育課	1,879,252	232,949	232,478	471	2,112,201	232,949			
特別支援教育課	299,846	3,428		3,428	303,274	3,428			
学校安全・安心推進課	562,747	1,125		1,125	563,872	1,125			
体育保健課	1,617,264				1,617,264				
義務教育課	454,774	12,750		12,750	467,524	12,750			
社会教育課	1,322,041	24,889		24,889	1,346,930	24,889			
人権同和教育課	33,772				33,772				
一般会計合計	124,029,663	317,819	232,478	85,341	124,347,482	317,819			

#### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	389,226				389,226				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

#### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	724,323				724,323				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

#### 合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	125,143,212	317,819	232,478	85,341	125,461,031	317,819			
---------	-------------	---------	---------	--------	-------------	---------	--	--	--

## 教育委員会 令和4年度6月補正予算(追号) 内訳

## 歳出予算補正(一般会計)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額	
<b>○ 教育費</b>			<b>85,341</b>	
<b>○ 事務局費</b>			<b>27,462</b>	
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	県立学校におけるICT支援員の増員に要する経費	27,462
<b>○ 教職員人事費</b>			<b>1,584</b>	
2	学校人事課	免許事務費	教育職員免許法認定講習のオンライン開催に要する経費	1,584
<b>○ 教育指導費</b>			<b>17,303</b>	
3	特別支援教育課	県立特別支援学校寄宿舎における舎費支援事業	県立特別支援学校寄宿舎における原油価格・物価高騰に伴う食材調達費の値上げで増加する保護者負担に対する助成	629
4	特別支援教育課	発達障がい等支援事業	特別支援学校における感染症対策のための物品や教具等の購入に要する経費	2,799
5	学校安全・安心推進課	スクールカウンセラー活用事業	いじめ、不登校、新型コロナウイルス感染症等に係る児童生徒へ対応するためのスクールカウンセラーの配置時間拡充に要する経費	1,125
6	義務教育課	教育支援体制整備事業(公立幼稚園)	公立幼稚園におけるICT化又は新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市町村に対する助成	12,750
<b>○ 高等学校総務費</b>			<b>11,296</b>	
7	学校人事課	県立学校の原油価格物価高騰対応事業	県立特別支援学校における給食の食材調達費高騰に伴うPTA等に対する助成	11,296
<b>○ 教育振興費</b>			<b>471</b>	
8	高校教育課	定通教育修学奨励事業	県立高校定時制課程における原油価格・物価高騰の影響による食材調達費の追加的経費の支援に要する経費	471
<b>○ 社会教育総務費</b>			<b>13,265</b>	
9	社会教育課	「ウイズコロナ」下での家庭教育支援推進事業	ウイズコロナ下での家庭教育支援に係るオンライン講座等に要する経費	2,321
10	社会教育課	青少年教育施設管理運営費	ウイズコロナ下の青少年教育施設におけるコロナ対策関連備品の購入に要する経費	10,944
<b>○ 文化費</b>			<b>2,336</b>	
11	文化課	ふれあい芸術こども劇場事業	芸術体験教室を開催するための感染症防止対策に要する経費	851
12	文化課	高等学校芸術文化振興事業	高等学校芸術文化活動の情報発信に要する経費	1,485
<b>○ 図書館費</b>			<b>11,624</b>	
13	社会教育課	管理運営費	新しい生活様式に対応した区市等連携事業に係る貸出図書の購入等に要する経費	10,000
14	社会教育課	読書バリアフリー法に基づく図書資料整備事業	読書バリアフリーにおけるウイズコロナに対応する電子機器の購入に要する経費	1,624

第 19 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の2の3の規定に該当する場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあつては当該子が」に改め、「（以下）」の次に「この号及び第3条第7号において」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び第2条の2の2において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の2の2第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なると

きは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日 (当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合

に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の3に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 1 9 号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 非常勤職員について、子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件を緩和する。（第 2 条関係）</p> <p>(2) 非常勤職員について、子が 1 歳以降の育児休業の取得を柔軟化する。（第 2 条、第 2 条の 2 の 2、第 2 条の 2 の 3 関係）</p> <p>(3) 育児休業の取得回数制限の緩和等を踏まえ、再度の育児休業取得に係る特別の事情の規定等の見直し。（第 3 条、第 1 1 条関係）</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理（第 3 条の 2 関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 4 年 1 0 月 1 日</p>